平成２５年（フ）第９号
福島県東白川郡鮫川村大字石井草字大根屋敷67番地
破産者　金澤　清和
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２６年（フ）第６号
福島県白河市表郷番沢字和田16番地１、住民票上の住所福島県西白河郡泉崎村大字北平山字寺後９番地８
破産者　岡　　大樹
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２５年（フ）第１１２号
栃木県小山市大字犬塚50番地436、従前の住所栃木県小山市西城南２丁目９番地19
破産者　矢納　伸浩
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第２１号
群馬県利根郡みなかみ町川上215番地１
破産者　腰越　克彦
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２５年（フ）第１９５９号
名古屋市緑区兵庫１丁目1211番地　グランドメゾン徳重401号、事業所の住所名古屋市緑区尾崎山２丁目1605番地
破産者　尾崎山製作所こと　榊原　蓉子
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０９１号
愛知県常滑市新田町２丁目33番地
破産者　岩田　麻里
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３３１号
名古屋市昭和区御器所３丁目21番２号
破産者　山下　　聡
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３３８号
名古屋市天白区平針南２丁目1002番地　平針住宅４街区Ｂ棟101号、従前の住所名古屋市緑区滝ノ水５丁目2313番地
破産者　丹下　英敏
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７６号
住民票上の住所大阪府岸和田市戎町８番46号
破産者　木村　正一
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第２６０号
大阪府岸和田市山直中町1003番地
破産者　シーダーこと　杉原　規正
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５４３号
兵庫県姫路市飾東町志吹439番地１
破産者　木谷　　勇
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第６２号
兵庫県美方郡香美町香住区上計1200番地の１
破産者　吉津　豊志
1　決定年月日　平成27年３月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第２５号
福島県郡山市開成５丁目８番３号
破産者　先崎　吉**徳**
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第７１６号
横浜市港北区新吉田東４丁目４番７号　パストラルビレッジ201
破産者　山口　博士
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６４号
神奈川県厚木市及川１丁目１番４―410号
破産者　横山　聖代
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第３６７号
新潟市西区小新南１丁目17番10号　コンドミニアムリベロ三日月101
破産者　小林敬一郎
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６８号
新潟県新発田市御幸町４丁目13番14号
破産者　二瓶　伸治
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第６７号
金沢市尾張町２丁目５番11号、従前の住所千葉市美浜区高浜３丁目５番19棟303号
破産者　北﨑　賢一
1　決定年月日　平成27年３月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所